

# 山形市子ども会育成連合会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、山形市子ども会育成連合会と称し、事務局を山形市役所内教育委員会社会教育青少年課に置く。

(目的)

第2条 この会は、児童憲章の精神に則り、市内の各小学校及び関係団体の相互提携及び協調を図り、子ども会活動を助成し、もって子どもの社会生活に必要な特性の涵養と健全な育成に寄与することを目的とする。

(会 員・組 織)

第3条 (1) この会は、子ども会構成員(幼児・小学生・中学生・高校生)と指導者・育成者を会員とし、市内各小学区子ども会育成連合会(学区子ども後援会・子ども集団等を含む、以下「学区子ども会」と言う)をもって組織する。  
(2) この会を6ブロックに分ける。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 学区子ども会相互の連絡及び協調に関すること。  
(2) 子ども会の体育、レクリエーション大会、交流会、発表会、研修会、講演会などの主催及び後援に関すること。  
(3) 子ども会育成活動の指導及び後援に関すること。  
(4) 子どものための環境調査に関すること。  
(5) 子どもの非行防止、交通安全及び事故防止に関すること。  
(6) 秀れた行いをした子ども及び優良団体の顕彰に関すること。  
(7) その他目的を達成するために必要な事業。

(役員及び任期)

第5条 1. この会に次の役員を置き、総会において選出する。  
(1) 会 長 1名  
(選出方法は、各ブロックの代表6名及び事務局から1名の計7名で選考委員を構成し、この中で次期会長候補者を選考し常任委員会において承認をえるものとする。)  
(2) 副会長 若干名(ブロック長、及び、会長の推薦する者)  
(3) ブロック長 6名(各ブロックの学区子育連会長より選出する)  
(4) 幹 事 若干名(各ブロック1名及び会長の推薦する者を選出し、事務を担当する)  
(5) 常任委員 若干名(学区子育連会長、及び、会長の推薦による若干名)  
(6) 専門委員 若干名(会長が委嘱し、常任委員会が承認する)  
(7) 監 事 3名(常任委員より選出)  
2. 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第6条 (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会の担当業務を執行する。  
(3) 幹事(事務局等)は、本会の企画、立案、庶務、会計等にあたる。  
(4) 常任委員は、常任委員会を構成し、事業の企画、運営その他会務の重要事項及び総会に付議する事項などについて審議する。  
(5) 専門委員は、子ども会及び本会専門部、ジュニアリーダーの助言、指導に当たる。また、総会に出席し意見を述べることが出来る。  
(6) 監事は、会計及び業務を監査する。

(顧問及び専門部)

- 第7条 この会に、顧問及び専門部を置くことができる。  
(1) 顧問は常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。  
(2) 各専門部は、総会の承認を得て設置する。その運営について別に定める。

(会議)

- 第8条 (1) この会の会議は、総会、幹事会(正副会長及びブロック長、幹事)、常任委員会、専門部会、ブロック会議とする。  
この中で、総会、幹事会、常任委員会は会長、専門部会は部長、ブロック会議はブロック長が招集する。  
(2) 総会は、第5条に定める役員をもって構成し、年1回開催する。ただし常任委員会の承認を得て、臨時に開催することができる。  
(3) 総会は、次の事項について審議し、決定する。  
1. 会則及び内規の改廃。  
2. 役員承認又は専任。  
3. 事業計画並びに収支予算及び決算。  
4. その他重要事項。

(会計)

- 第9条 (1) この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。  
(2) この会の会計年度は、5月1日始まり、翌年4月30日に終わる。

(経費)

- 第10条 この会の会費は、年会費とし、その額は、内規により別に定める。

付 則 (施行期日)

- この会則は、平成3年6月9日から施行する。  
(旧規約は廃止)
- 山形市子ども会育成連合会規約(昭和41年6月10日)は、廃止する。  
(経過一覧)
  - 昭和41年6月10日制定
  - 昭和45年6月6日一部改正(役員会、顧問設置)
  - 昭和55年6月29日一部改正(副会長4名を6名に)
  - 昭和57年6月27日一部改正(表彰規定の新設)
  - 昭和61年6月26日一部改正(事務局の変更)
  - 平成3年6月9日一部改正(旧規約の廃止及び新会則の設定)
  - 平成3年5月22日(会費徴収に関する内規一部改正)
  - 平成10年5月17日一部改正(役員及び任期、役員の職務、顧問及び専門部、会議、会計)
  - 平成11年5月29日一部改正(幹事の任務の変更)
  - 平成12年5月21日一部改正(事務局の所在地、役員の選出、指導委員の名称、任務、会議)
  - 平成15年9月17日一部改正(事務局の所在地)
  - 平成18年5月14日一部改正(会員資格の明確化)
  - 平成20年5月11日一部改正(幹事選出の明確化、会長任期の明確化)
  - 平成21年5月10日一部改正(事務局の変更、会長の選出方法、副会長の人数、幹事の人数と選出方法、会長任期)

## 山形市子ども会育成連合会会費徴収に関する内規

山形市子ども会育成連合会会則第10条に定める会費の額は、次の通りとする。

- |         |          |        |        |
|---------|----------|--------|--------|
| 平成6年度より | 1. 小学校児童 | 1人当たり  | 20円    |
|         | 2. 小学校学区 | 1学区当たり | 3,000円 |

申し合わせ事項 常任委員(学区)が常任委員会、合同専門部会、安全共済会説明会の各資料を送付の場合は1回につき1,000円を翌年の会費と一緒に徴収する。

付 則 (施行期日)

- この内規は、平成6年5月22日から施行する。
- 平成29年5月14日一部改正(申し合わせ事項の会議の種類を追加)

# 専 門 部 運 営 細 則

1. 専門部として、次のとおり設置する。

(1) レクリエーション安全部 (2) 文化部 (3) リーダー研修部

2. 専門部の任務は次のとおり。(詳細は別に定める)

(1) レクリエーション安全部は、球技大会、レクリエーション、子ども会安全の普及推進(KYT)等を担当する。

(2) 文化部は、広報誌「かがやく瞳」の編集発行、子どもセンターに関わりを持ち、文化・情報に関する事項を担当する。

(3) リーダー研修部は、ジュニアリーダー等の育成に必要な事業等を担当する。

3. 専門部の部長及び部員の選出方法は、次の通りとする。

(1) 部長はブロック長の中から選出する。

(2) 部員は各ブロックより1名以上選出する。

(3) 幹事を除いた新任の部員の中から副部長2名、会計1名を選出する。

4. 部長及び部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠役員は、前任者の残任期間とする。

5. 各部の部長及び副部長は、退任の翌年度の運営について、相談、支援をする。

付 則 (施行期日)

1. この細則は、平成10年 5月17日より施行する。
2. 平成11年5月29日一部改正 (専門部の任務の詳細変更)
3. 平成12年5月21日一部改正 (専門部の名称、任務の詳細、選出方法変更)
4. 平成20年5月11日一部改正 (任務の詳細・前部長・副部長の任務)